

貸出金等の状況

1. 「自己査定」「償却・引当」について

「自己査定」について

金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠して統合3行間で統一した厳正な「自己査定基準」に則り、以下の債務者区分・資産分類を厳格に実施しております。

【債務者区分】

正常先	業績良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	(法的・形式的には破綻していないものの)実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

【分類】

(非)分類	分類、分類及び分類以外の資産等
分類	その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産等(個別に適切ナリスク管理が必要とされるが、正常債権に近いものが相当に含まれている)
分類	最終の回収または価値に重大な懸念が存し、損失の発生の可能性が高い資産等
分類	回収不可能又は無価値と判定される資産等

「償却・引当」について

商法、企業会計原則及び日本公認会計士協会の「実務指針」に加え、「金融検査マニュアル」等に準拠した保守的かつ合理的な3行統一「償却・引当基準」を制定し、上記の自己査定結果を踏まえ、原則として次のとおり償却・引当を行っております。

正常先	予想損失率により今後1年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金に計上
要注意先	予想損失率により今後3年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金に計上 なお、要注意先のうちその債権の一部もしくは全部が「3か月以上延滞債権」又は「貸出条件緩和債権」に該当する債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額のうち必要額(注)を一般貸倒引当金等に計上
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額のうち、(1)債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、 (2)当該残額に予想損失率を乗じた金額(今後3年間の予想損失額)、 のいずれかを個別貸倒引当金等に計上
実質破綻先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金に計上するか直接償却
破綻先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金に計上するか直接償却